

発 行

東京都

## 次

目

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

○保安林の指定…………………(同)… ……………(産業労働局農林水産部森林課)… …………(都市整備局市街地整備部再開発課)…

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……(同)…

○都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)… =

## 示

六 九

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………|| ○資金管理団体の指定の届出……………………………

○資金管理団体でなくなった旨の届出………………三

…………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…|三

○開発行為に関する工事完了………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…|三

1

## 告

次のように告示する。 発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、 条第一項の規定に基づき白金一丁目東部北地区市街地再開 二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

組合の名称

白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

事業施行期間

日まで 平成二十七年四月二十四日から令和五年十二月三十一

施行地区

Ħ.

港区白金一丁目地内

四 港区白金一丁目二十九番四号白金TNKビル三階 事務所の所在地及び設立認可の年月日

平成二十七年四月二十四日

<u>Ŧ</u>i. 変更の内容

定款及び事業計画の変更認可の年月日 事業施行期間を令和七年三月三十一日まで延長する。

六

令和五年十二月二十一日

## 誤

正

○令和五年八月四日付東京都選挙管理委員会告示第 

## 示

定により告示する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事

小

池

百 合子 旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規

の規定により、

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九

次のように保安林の指定をする予定である

●東京都告示第千二百八十六号

## ●東京都告示第千二百八十五号

同条第

 $\equiv$ 土砂の流出の防備

分に限る。)、一一九三番ロ

保安林予定森林の所在場所

あきる野市養沢字向養沢一一九一番

(次の図に示す部

指定の目的

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

## ●東京都告示第千二百八十七号

の規定により、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条 次のように保安林の指定をする予定である

 $\triangleright$ 

保安林予定森林の所在場所

旨農林水産大臣から通知があったので、 定により告示する。 同法第三十条の規

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百 合子

西多摩郡日の出町大字平井字塩田二六一四番・二六一

分に限る。)、二六二四番一、二六二五番一、二六二六 五番・二六二八番一(以上三筆について次の図に示す部

番一、同番二、二六二七番

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

 $(\Box)$ 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び日の出町 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面

役場に備え置いて縦覧に供する。

## ●東京都告示第千二百八十八号

旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規 の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条 次のように保安林の指定をする予定である

定により告示する。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

保安林予定森林の所在場所

西多摩郡檜原村字数馬六九○○番六(次の図に示す部

分に限る。)

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(--)立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

 $(\Box)$ 

3

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役 場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面

## ●東京都告示第千二百八十九号

の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条

令和五年十二月二十一 日

東京都知事

小

池

百 合子

保安林の所在場所

あきる野市戸倉字盆堀東峯一五〇二番ロ、一五〇三番、

 $\equiv$ 

保安林として指定された目的

五〇四番一

指定の目的

落石の危険の防止

 $\equiv$ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、

定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

に供する。 業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

## ●東京都告示第千二百九十号

の三において準用する同法第二十九条の規定により、 いて準用する同法第三十条の規定により告示する。 水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条 次の

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

す部分に限る。 西多摩郡奥多摩町日原字倉澤向五七九番 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 (次の図に示

変更後の指定施業要件 水源の涵養

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

 $(\Box)$ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

示す部分に限る。)、五五二番イ、字倉澤向五七九番・

西多摩郡奥多摩町日原字倉澤五五三番イー(次の図に

八〇番(以上二筆について次の図に示す部分に限

)、五八四番

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

 $(\Box)$ 

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、

期間及び樹種

3

 $(\Box)$ 立木の伐採の限度

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面

役場に備え置いて縦覧に供する。

◉東京都告示第千二百九十一号

の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の いて準用する同法第三十条の規定により告示する 水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西多摩郡奥多摩町日原字刈倉一三〇番(次の図に示す

部分に限る。)、字小菅四五七番・四五八番(以上二筆

について次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

土砂の流出の防備

三

(--)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

定める標準伐期齢以上のものとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町 「次の図」及び「次のとおり」は、

次のとおりとする。

省略し、

その図

●東京都告示第千二百九十二号

の規定により、都道の区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 項

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す その関係図面は、令和五年十二月二十一日から起算して

る。

令和五年十二月二十一日

東京都知事 小

池

百

合子

路線名 真光寺長津田

変更の区間 町田市三輪緑山三丁目十四番地先から同

変更の概要 別図表示のとおり

 $\equiv$ 

所十二番一地先まで

至三軒茶屋 至新百合ヶ丘

、 神奈川県 川 崎 市 麻 生 区

東京都町田市

上麻生六丁目

能ヶ谷四丁目

奈良町

至長津田

川崎市

麻生区 岡上 区域変更箇所

, 神奈川県 横 浜 市 青 葉 区

奈良町

三輪町

三輪緑山 一丁目

三輪綠山四丁盾

別

义



## 田市三輪緑山三丁目地内 都道 県道

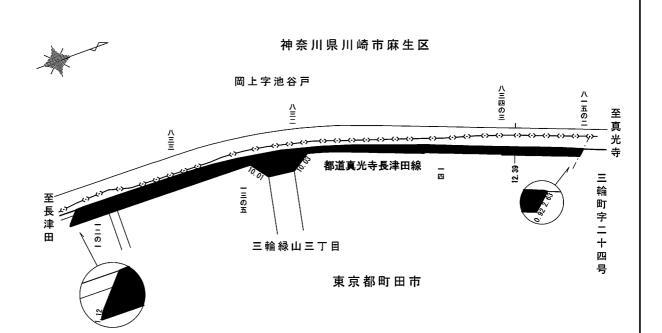
編入区域

道

面延 長

四四 四

七一平方メートル



告

## 1 政党の支部

5

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称		代表者	会	計責任者	主たる事務所の所在地	届出	年月	Ш	一以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部	公職の 種類 (第1号)
自由民主党東京都第八選挙 区支部	中島	寛子	野口	光夫	杉並区天沼3-27-7	R5.	8.	28	0	衆議院議員
自由民主党東京都第十五選 挙区支部	柿沢	未途	伊藤	正樹	江東区富岡1-26-21	R5.	8.	3	0	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都 第2選挙区支部	今村	充	山口	景子	世田谷区用賀4-4-5	R5.	8.	18	0	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都 第6選挙区支部	河村	建一	森近	憲行	千代田区永田町2-9-6	R5.	8.	8	0	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都 第13選挙区支部	宇土	行弥	宇土	行弥	墨田区東向島 5 - 4 2 - 1	R5.	8.	4	0	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都 第19選挙区支部	吉田	圭一郎	吉田	圭一郎	文京区関口1-11-2	R5.	8.	7	0	衆議院議員
立憲民主党東京都第3総支部	阿部	祐美子	山村	明嗣	品川区北品川5-5-27	R5.	8.	1	0	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等 の区域を単位とし て設けられる支部
自由民主党東京都荒川区第五支部	斎藤 泰紀	伊藤 亮一	荒川区西尾久2-35-7	R5. 8. 25	0

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代	表者	会計	責任者	主たる事務所の所在地	届出	年月日	公職の 種類 (第1号)		職の候補者の 及び公職の種類 (第2号)
いなば太郎後援会	稲葉	太郎	大野	祐生	世田谷区野毛2-16-1 1	R5.	8. 25	衆議院議員	稲葉 員	太郎、衆議院議
今村充後援会	今村	充	山口	景子	世田谷区用賀4-4-5	R5.	8. 18	衆議院議員	今村	充、衆議院議員
うといくや後援会	宇土	行弥	宇土	行弥	墨田区東向島 5 - 4 2 - 1	R5.	8. 4	衆議院議員	宇土 員	行弥、衆議院議
えざきさなえ後援会	江崎	早苗	江崎	早苗	練馬区平和台3-23-1 4	R5.	8. 7	衆議院議員	江崎 員	早苗、衆議院議
   戒能はるかサポーターズク   ラブ	戒能	遥	先崎	ゆかり	江東区大島 9 - 6 - 1	R5.	8. 7	衆議院議員	戒能	遥、衆議院議員
門ひろこを応援する会	中島	寛子	大橋	弘輝	杉並区天沼3-27-7	R5.	8. 21	衆議院議員	中島 員	寛子、衆議院議
徳永ゆきこ後援会	徳永	由紀子	前納	悦子	西東京市柳沢 5 - 1 4 - 1 7	R5.	8. 30	衆議院議員	徳永 議員	由紀子、衆議院
山本さき後援会	山本	沙紀	山本	沙紀	練馬区富士見台3-25- 16	R5.	8. 4	衆議院議員	山本員	沙紀、衆議院議
I			l			ı		l	ı	

第六 等を次のとおり公表する。 ったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称とされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によること

令和五年十二月二十一日

京 都 選 挙 管 理 委 員 会

●東京都選挙管理委員会告示第百五十八号 示 選

6

吉川りな後援会	吉川	里奈	青木	仁美	新宿区山吹町339	R5.	8.	3	衆議院議員	吉川 員	里奈、	衆議院議

公

報

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代	表者	会計	責任者	主たる事務所の所在地	届出	年月	Ħ
榎戸ゆういち後援会	須崎	政博	榎戸	詠子	西多摩郡奥多摩町大丹波8 50	R5.	8.	9
オールみなと	児嶋	慎治	安藤	圭哉	港区六本木 3 - 7 - 1	R5.	8.	9
このはな会	石原	静佳	峯	幸江	三鷹市下連雀7-2-2	R5.	8.	23
最年少の市長を	伊藤	幹夫	五十嵐	大志	立川市曙町2-42-23	R5.	8.	18
坂口賢一後援会	坂口	賢一	鈴木	芳昭	世田谷区桜新町1-11-	R5.	8.	9
真生日本	吉川	勝也	吉川	勝也	千代田区永田町2-9-6	R5.	8.	4
立川の未来をつなぐ会	伊藤	幹夫	五十嵐	大志	立川市曙町2-42-23	R5.	8.	18
日本のための選択肢	中村	和弘	藤井	資子	杉並区永福 3 - 3 4 - 9	R5.	8.	14
府中党	小山	有彦	渡辺	将	府中市宮町1-9-1	R5.	8.	10
めぐろ1ミリ会	小出	真亞里	黄	丹翔	目黒区中根2-14-16	R5.	8.	9

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号

令和五年十二月二十一日

東京都選挙管理委員会

おり公表する。
おり公表する。
の治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七年の公表する。

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異重	协年月	Ħ
公明党千代田総支部	米田 和也	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町1-5-10	千代田区岩本町1-5-1	R5.	8.	1
参政党 東京第8支部	石川 芽生子	会計責任者の 氏名	千ヶ﨑 惠美子	三和 亮	R5.	8.	22
参政党 東京第10支部	安田 伸	国会議員関係 政治団体の区 分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	R5.	8.	31
		公職の種類 (第一号)	衆議院議員		R5.	8.	31
参政党 東京第19支部	松田 秀樹	会計責任者の 氏名	金子 健一	橋本 くみ子	R5.	8.	21
社会民主党新宿総支部	三島 ひろ子	代表者の氏名	三島 ひろ子	大谷 一敏	R5.	8.	5
社会民主党練馬総支部	田代 尚子	会計責任者の 氏名	武井 英由子	中村 悦子	R5.	7.	29
		主たる事務所 の所在地	練馬区石神井町7-35-5	  練馬区南大泉4-1-10 	R5.	8.	28
自由民主党清瀬総支部	木原 誠二	会計責任者の 氏名	中村 清志	小寺 喜裕	R5.	7.	2
自由民主党東京都第十二選 举区支部	高木 啓	政治団体の名 称	自由民主党東京都第十二選挙区支部	自由民主党東京都衆議院比例区第三支部	R5.	8.	1
自由民主党東京都第二十八 選挙区支部	安藤高夫	政治団体の名 称	自由民主党東京都第二十八選挙区支部	自由民主党東京都第九選举区支部	R5.	8.	1
自由民主党八王子総支部	水野  淳	代表者の氏名	水野 淳	 萩生田 富司 	R4.	8.	1
日本維新の会衆議院東京都 第3選挙区支部	吉平 敏孝	主たる事務所の所在地	品川区戸越1-19-6	江東区豊洲 3 - 6 - 5	R5.	8.	1
日本維新の会衆議院東京都 第28選挙区支部	藤川 隆史	主たる事務所の所在地	   練馬区練馬 1 - 2 5 - 2	新宿区西落合1-29-19 	R5.	8.	1

## 2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表	表者	異動事項	新	III	異動	年月	日
浅草薬業政治連盟	高橋	正也	主たる事務所 の所在地	台東区寿1-6-1	台東区蔵前4-34-9	R5.	7.	26
			代表者の氏名	高橋 正也	秦 千津子	R5.	6.	26
鮎川ゆうすけ後援会	鮎川		主たる事務所の所在地	調布市染地1-18-19	調布市染地3-1-105	R4.	8.	23
石川よしろう後援会	石川	義郎	会計責任者の 氏名	細谷 博司	石内 章弘	R5.	8.	16
石原せいじ後援会	石原	誠二	会計責任者の 氏名	石原 誠二	石川 幸子	R5.	8.	24
大田・生活者ネットワーク	田谷	留美子	主たる事務所の所在地	大田区池上4-28-11	大田区池上4-23-9	R5.	8.	1

()[::::::::::::::::::::::::::::::::::::					1-111-0-1-1-2-1-1-1	( ) I	/	
川田龍平を応援する会	沙見	稔幸	会計責任者の 氏名	小室 靖浩	岩渕 宏美	R5.	8.	9
関東電力総連政治連盟	妻木	嘉之	代表者の氏名	妻木 嘉之	石塚 弘子	R5.	8.	9
菅直人を支援する弁理士有 志の会	後藤	政喜	主たる事務所 の所在地	 新宿区大久保 3 - 8 - 3 	新宿区新宿1-13-1	R5.	8.	24
葵龍会	加治	章	会計責任者の氏 名	小室 靖浩	岩渕 宏美	R5.	8.	9
江東飛翔の会	吉田	要	会計責任者の 氏名	吉田 要	吉田 明	R5.	6.	21
国分寺再生プロジェクト	三葛	敦志	代表者の氏名	三葛 敦志	須藤 修	R5.	8.	1
小山くにひこ後援会	小山	有彦	会計責任者の 氏名	奥野 大士 	小山 有子	R5.	8.	10
循環経済調査会	加藤	公一	政治団体の名 称	循環経済調査会	加藤公一にちゃんとした国政 をやらせる会	R5.	8.	10
新宿歯科医師連盟	米山	和伸	会計責任者の 氏名	<b>矢郷</b> 生和	横江順	R5.	8.	16
真生日本	河村	建一	代表者の氏名	   河村 建一 	吉川 勝也	R5.	8.	29
杉並税理士政治連盟	成田	忠幸	会計責任者の 氏名	森下 基樹	東富士子	R5.	6.	21
税理士による辻清人後援会	柴崎	一男	代表者の氏名	集崎 一男 -	関屋 一馬	R5.	8.	8
中央政経研究会	千谷	順也	代表者の氏名	   千谷 順也 	山田 久雄	R5.	8.	4
東京都医師政治連盟	尾﨑	治夫	会計責任者の 氏名	   赤上 晃 	白岩 照男	R5.	7.	21
東京都医師政治連盟中野支 部	渡邉	仁	会計責任者の 氏名	熊埜御堂 隆	高野 治人	R5.	6.	24
東京都隊友政治連盟	直海	康寬	主たる事務所 の所在地	豊島区高田 3 - 3 8 - 1 8	世田谷区駒沢4-32-12	R5.	8.	18
			代表者の氏名	直海 康寛	野本 恒雄	R5.	8.	18
東京都宅建政治連盟荒川支 部	井田	祐樹	主たる事務所 の所在地	   豊島区東池袋1-31-6 	荒川区荒川 2 - 4 - 4	R5.	4.	1
豊島税理士政治連盟	五十井	恵	会計責任者の 氏名	田中 卓也	岩見 知子	R5.	6.	9
都民ファーストの会滝田や すひこ後援会	滝田	泰彦	主たる事務所の所在地	  八王子市三崎町4-11 	八王子市寺町43-9	R4.	11.	1
都民ファーストの会立川市 第二支部	石飛	香織	主たる事務所の所在地	   立川市錦町 2 − 1 − 7	立川市錦町1-15-20	R5.	3.	30
都民ファーストの会八王子 市第二支部	滝田	泰彦	主たる事務所の所在地	  八王子市三崎町4-11 	八王子市寺町43-9	R4.	11.	1
都民ファーストの会府中市	小山	有彦	会計責任者の氏 名	奥野 大士	小山 公子	R5.	8.	10

長沢興祐後援会	鶴飼	省治	政治団体の名 称	長沢興祐後援会	長澤こうすけ後援会	R5.	8.	1
			代表者の氏名	鶴飼省治	菅原 税	R5.	8.	1
日本橋税理士政治連盟	小山	栄一	会計責任者の 氏名	増田 和弘	栗原 真平	R5.	6.	26
平野たかし後援会	平野	隆史	主たる事務所の 所在地	西多摩郡日の出町大久野36 04	西多摩郡日の出町平井138 7-2	R5.	8.	4
			代表者の氏名	平野隆史	山崎一静	R5.	8.	4
			会計責任者の 氏名	北島 留美	福村 秀夫	R5.	8.	4
三鷹市薬剤師連盟	星野	博忠	代表者の氏名	星野博忠	杉山 一延	R5.	5.	2
目黒税理士政治連盟	古川	眞理	会計責任者の 氏名	荒野 俊一	後藤 勇輝	R5.	6.	2
安田しん後援会	安田	伸	国会議員関係 政治団体の区 分	   法第十九条の七第一項第一号   及び第二号に係る国会議員関   係政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	R5.	8.	3
			が 公職の種類 (第一号)	衆議院議員		R5.	8.	3
			公職の候補者 の氏名及び公 職の種類(第 二号)	安田 伸、衆議院議員		R5.	8.	3
米田かずやを励ます会	米田	和也	主たる事務所の所在地	千代田区岩本町1-5-10	千代田区岩本町1-5-1	R5.	8.	1

●東京都選挙管理委員会告示第百六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

東京 都 選挙 管理委 員会 令和五年十二月二十一日

で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったの

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表	表者	解背	女年月日	1
自由民主党東京都北区第二十八支部	椿	邦司	R5.	8.	28
自由民主党東京都品川区第十六支部	鈴木	真澄	R5.	7.	31
自由民主党東京都新宿区第十八支部	佐原	勇	R5.	8.	1
自由民主党東京都台東区第三十二支部	髙山	就造	R5.	7.	20
自由民主党東京都千代田区第二十一支部	山嵜	聡弘	R5.	8.	2
自由民主党東京都豊島区第十七支部	村上	宇一	R5.	8.	24
自由民主党東京都西東京市第二支部	山田	忠昭	R5.	7.	31
自由民主党東京都武蔵野市第四支部	土屋	ゆう子	R5.	8.	4

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代	表者	解	散年月	日
うすい民男後援会	薄井	民男	R5.	7.	31
小川こうじ後援会	小川	幸治	R5.	7.	31
後藤田正純を囲む東京公認会計士の会	小見山	満	R5.	7.	31
鈴木博後援会	鈴木	博	R5.	6.	30
鈴木真澄後援会	鈴木	真澄	R5.	7.	31
椿くにじ後援会	椿	邦司	R5.	8.	28
ともにつくろうやさしい政治・田中和子の会	田中	和子	R5.	8.	10
にしなよしひろを応援する会	仁科	吉裕	R5.	8.	14
平野正浩後援会	平野	正浩	R5.	7.	31
宮﨑太朗後援会	宮﨑	太朗	R5.	7.	31
やこうえみと平和の緑会	谷古宇	恵美	R4.	12.	31

九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があっ	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十	<ul><li>●東京都選挙管理委員会告示第百六十一号</li></ul>
----------------------------	---------------------------	---------------------------------------

たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称

東京都選挙管理委員会等を次のとおり公表する。

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名		公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日		
石原	静佳	都議会議員	このはな会	三鷹市下連雀7-2-2	R5.	8.	23
稲葉	太郎	衆議院議員	  いなば太郎後援会 	  世田谷区野毛2-16-11 	R5.	8.	24
今村	充	衆議院議員	   今村充後援会 	世田谷区用賀4-4-5	R5.	8.	15
宇土	行弥	衆議院議員	  うといくや後援会 	墨田区東向島 5 − 4 2 − 1	R5.	8.	4
江崎	早苗	衆議院議員	えざきさなえ後援会	   練馬区平和台3-23-14 	R5.	8.	1
徳永	由紀子	衆議院議員	  徳永ゆきこ後援会 	  西東京市柳沢 5 - 1 4 - 1 7 	R5.	8.	26
中島	寛子	衆議院議員	  門ひろこを応援する会 	   杉並区天沼3-27-7 	R5.	8.	20
山本	沙紀	衆議院議員	  山本さき後援会 	   練馬区富士見台3-25-16 	R5.	8.	4
吉川	里奈	衆議院議員	  吉川りな後援会 	新宿区山吹町339	R5.	8.	3

東京都

公

報

## ●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)

九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の

第十

異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定 により、次のとおり公表する。 令和五年十二月二十一日

東京都 選挙 管 理委 員 会

資金管理団体 の届出をした 者の氏名		資金管理団体の 名称	異動事項	新	旧	異動年月日		
魚上川	有祐	鮎川ゆうすけ後 援会	主たる事務 所の所在地	調布市染地1-18 -19	調布市染地 3 - 1 - 1 0 5	R4.	8.	23
滝田	泰彦		主たる事務 所の所在地	八王子市三崎町4-  11	八王子市寺町43- 9	R4.	11.	1
安田	伸	安田しん後援会	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	R5.	8.	31
米田	和也	米田かずやを励ます会	主たる事務 所の所在地	千代田区岩本町1- 5-10	千代田区岩本町1- 5-1	R5.	8.	1

# ●東京都選挙管理委員会告示第百六十三号

旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十 令和五年十二月二十一日 次のとおり公表する。

東京 都 選 挙 管 理 委 員 会

## 1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日		
薄井	民男	うすい民男後援会	R5.	5.	29
小川	幸治	小川こうじ後援会	R5.	5.	29
鈴木	博	鈴木博後援会	R5.	4.	30
鈴木	真澄	鈴木真澄後援会	R5.	4.	30
田中	和子	ともにつくろうやさしい政治・田中和子の会	R5.	4.	30
平野	正浩	平野正浩後援会	R5.	5.	29
宮﨑	太朗	宮﨑太朗後援会	R5.	7.	31

四番一小金井市貫井南町一丁目二十 七十三番三十及び四百九十二東久留米市浅間町二丁目四百 五、二十五番一及び二十六番小金井市貫井南町一丁目十番 完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 条第四項の規定により公告する。 業の施行者から換地処分をした旨の届出があったので、 条第三項の規定により西東京市新町四丁目土地区画整理事 都市計画法 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号) 含まれる地域の名称開発区域又は工区に 令和五年十二月二十一日 令和五年十二月二十一日 開発行為に関する工事の完了について 土地区画整理事業の換地処分について 公 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第 東京都多摩建築指導事務所長 東京都知事 告 ョン ョン 株式会社物語コーポレーシ七番地の十一 十六番三号 株式会社物語コーポレーシ 愛知県豊橋市西岩田五丁目 西東京市芝久保町四丁目 愛知県豊橋市西岩田五丁目 七番地の十一 代表取締役 代表取締役 小 名 住所及び氏名許可を受けた者の 取 池 伸 百 加藤 合子 第百三 明 央之 同

1	,	(第17969号)			東	京	都	公 報		3和5年12月2	1日(木曜日)	
発   東京都新省区西新省区西新省区西新省区西新省区西新省区西新省区西新省区西新省区西新省区西			中	ージ   段   行   誤	号	○令和五年八月四日付東京都選挙管理委員会告示第七		代表取締役 佐藤株式会社東栄住宅	多摩市関戸五丁	代表取締役 佐藤株式会社東栄住宅十六番三号 西東京市芝久保町四丁	代表取締役 樋口 誠賀建設株式会社 十二番地四十	代表取締役 佐藤株式会社東栄住宅
電話 〇三(五三:11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-						十 六		千 目 二	出 番 地	千 自 二	賀 百 七	千 尋
三八山 一一	電話 ○三(五三二一)一一一(代)   郵16   定   (郵送料を含む。)  印   電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)   郵11   更京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番80   一箇月 六、六〇〇円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号   番80   2   2   2   2   2   2   2   2   2											